

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善および介護職員等ベースアップ等支援加算による
取り組みについて

株式会社ハートフルケア

人事総務本部

株式会社ハートフルケアにおける介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算および介護職員等ベースアップ等支援加算による取り組みについてお知らせいたします。なお、下記内容に変更が生じる場合は再度お知らせすることといたします。

記

1. 介護職員処遇改善加算

これまで実施している処遇改善加算による改善額を維持し、2013 年 6 月からの昇給分に充当する。
ただし 2021 年度からの昇給分については介護職のみ充当する。

1) 正就業者

- ①能力給に月額 22,000 円を加算し支給する。
- ②資格保有者に対して、資格手当に 2,000 円～5,000 円を加算し支給する。
- ③役職者に対して、役職手当に 10,000 円～40,000 円を加算し支給する。
- ④夜勤従事者に対して、処遇夜勤加算として 8,000 円を支給する。
- ⑤千葉 3 施設において、夜勤手当の水準を 3,500 円→5,000 円へ引き上げる。

2) パート就業者

- ①職務給に 50 円～200 円を加算し支給する。
- ②資格保有者に対して、資格手当に 10 円～30 円を加算し支給する。

※年度末時点において、加算額に余剰が生じた場合のみ一時金として支給する。

2. 介護職員等特定処遇改善加算

介護職以外の方でこれまで実施している処遇改善加算による改善額を維持し、2021年度からの昇給分に充当する。

1) 正就業者

- ①介護福祉士資格を保有する正就業者の介護職員に対して、介護技能手当として10,000円を支給する。
- ②人材の採用が極めて困難等、特別な事情が発生した事業所と職務に限定をして、特定地域手当18,000円を支給。
- ③特定の地域に所在する施設の介護職員に対して、地域手当に7,000円を加算し支給する。

2) パート就業者

- ①全てのパート就業者に対し、人事考課の結果に応じて貢献手当として5円～20円を支給する。
- ②訪問看護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護師(准看護師を除く)に対し、事業手当に150円を加算し支給する。
- ③特定の地域に所在する施設の介護職員に対して、地域手当に50円を加算し支給する。

※年度末時点において、加算額に余剰が生じた場合のみ一時金として支給する。

3. 介護職員等ベースアップ等支援加算

1) 正就業者

- ①職種、所持資格に応じて、処遇改善手当として2,000円～13,000円を支給する。
- ②該当の役割または職務を担う方に対して、職務手当として10,000円～25,000円を支給する。

2) パート就業者

①職種、所持資格に応じて、処遇改善手当として 12 円～74 円を支給する。

※年度末時点において、加算額に余剰が生じた場合のみ一時金として支給する。

以上